

イタリアの少年司法手続と非行少年処遇

浜 井 浩 一*

はじめに

筆者は、これまで触法高齢・障害者に対する処遇を中心にイタリアの刑事司法や犯罪者処遇に関する研究を続けてきた。イタリア刑事司法の特徴は、イタリア共和国憲法第27条¹⁾が刑罰の目的を罪を犯した者の更生にあると規定していることにある。それを実現するために刑が確定した後の刑罰の執行を監督する矯正処分監督裁判所（TDS: Tribunale di Sorveglianza）²⁾や受刑者等の更生支援を専門に担うソーシャルサービス機関である社会内刑執行事務所（UEPE: Ufficio Esecuzione Penale Esterna）³⁾が存在する。当然、少年司法にも同様の仕組みが存在し、それは成人に対するものよりもさらに手厚く教育的、福祉的要素が強いものとなっている。

本稿は、科学研究費補助金（科研費）の採択⁴⁾を受けて実施したイタリア調査の結果報告の一つである⁵⁾。イタリアにも日本と同様に少年（未成年）に対する特別な司法手続を定めた少年法⁶⁾が存在する。ただし、イタリア少年法には、日本の少年法にあるような（刑罰に代わる）保護処分という概念は存在しない。したがって、少年裁判所⁷⁾が言い渡す最終的な処分決定は成人と同様に刑罰である。これは、イタリア共和国憲法が刑罰の目的を更生と規定しているため、特に保護処分のような刑罰以外の処分を必要としないためと解

することもできる⁸⁾。しかし、刑罰は、その内容がどれほど更生を目的としたものであったとしても刑罰であることにはかわりはない。そして、その刑罰は実刑またはその代替刑であり⁹⁾、社会的なスティグマは避けがたい。そこで、イタリア少年司法は、少年の健全な人格の発達を促すために、できるだけこのスティグマを避けること、つまり、判決としての刑罰を回避することを目指して設計されている。

日本の少年法は、その第1条で、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定している。罪を犯した少年に対する特別な（刑事）手続を定めているだけでなく、少年に対しては、原則、刑罰ではなく保護処分を行うことと定めているのである。その上で、日本の少年法は、例外として、重大な事件で保護処分が適切ではないと判断されたものに対しては、検察官に差し戻し、少年司法手続から成人の刑事司法手続へと移送した上で刑罰¹⁰⁾を予定している。

法的には、日本の保護処分は、刑罰に代わる裁判所による正式な終局処分であるのに対して、保護処分のないイタリアでは、無罪や後で説明する不処分を除くと、終局処分は刑罰しか存在しない。したがって、イタリアの少年司法実務の中で行われている様々な教育・福祉的な措置は、刑罰を回避するために未決段階において行われるダイバー

* 龍谷大学法学部 教授

ジョン¹¹⁾としての措置であるという点が日本とは大きく異なっている。しかし、それらの措置が罪を犯した少年たちの発達成長権を保障し、健全育成を目的としている点では日本の保護処分と同じ効果を持っているのである¹²⁾。

本稿では、イタリア少年司法の基本理念を確認した上で、少年司法手続の流れに従って少年裁判所における終局処分やダイバージョン措置について紹介しつつ、それらの実務を担う少年裁判所など少年司法機関等の役割について紹介する。

イタリア少年法の基本理念

イタリアの少年司法は、1934年に成立した旧少年法によって少年裁判所(Tribunale per i Minorenni)¹³⁾が設置されたことに始まる。旧少年法は、1988年に「児童の権利に関する条約(1989年に採択)」を先取りする形で大きく改正され、現行の少年法(II Codice del Processo Penale Minorile D.P.R. 448/1988)となっている。また、この少年法を施行するにあたり、1989年に少年に対する裁判手続を定めた少年裁判所施行規則(D. Lgs. 272/1989: Norme di Attuazione)が施行されている。イタリア少年法は、日本の少年法と同様に、刑事訴訟における少年に対する特別な手続や措置を定めた(刑事訴訟法の)特別法という位置づけとなっている。したがって少年法に既定されていない事項については成人の刑事訴訟法¹⁴⁾が適用される。

イタリア少年法も、少年に対する刑事手続は、少年の健全な人格の形成を妨げることのないように配慮されなければならない、その手続は少年の成長を促すようなものでなければならないと規定している。

日本と異なるのは、前述のとおり、イタリア少年法には、日本の少年法第1条に規定されているような家庭裁判所における終局処分としての保護処分が存在せず、刑罰(またはその代替刑)が存在するだけであるということである。

イタリア司法省によると、少年司法手続は、以下の4つの原則に基づいて運営されている¹⁵⁾。

① 適切性の原則(Principio di adeguatezza)

少年司法手続(措置)は、少年が普通の社会生活に戻れるように、少年の教育的ニーズに合った、少年の人格的成長を促すために適切なものでなくてはならない。

② (侵襲性のある介入) 最小限の原則(Principio di minima offensività)

少年の人格的成長や教育を阻害する可能性のある刑事手続は必要かつ最小限にとどめ、できるだけ早期に刑事司法手続から離脱させなくてはならない。

③ 脱ステイグマの原則(Principio di destigmatizzazione)

少年にステイグマを与える可能性を最小限にとどめなければならない。少年の個人情報保護や試験観察における罪の消滅はこの原則に従ったものである。

④ 非拘禁の原則(Principio di residualità della detenzione)

少年に対する拘禁は最後の手段でなくてはならない。

これら4つの原則を実現するために、イタリア少年司法は、少年の健全育成や教育の機会を保障するために、極限まで刑罰を回避し、なおかつ再犯を防止しつつ少年たちの更生を促すために未決段階で様々なダイバージョンの措置が設けられているのである。

少年裁判所における(終局)処分

以下では、刑罰を含む少年裁判所における終局処分について説明した後に、刑罰の言渡しを回避するために設けられた未決段階での措置について説明する。

(1) 検察官¹⁶⁾の申し出による手続の打ち切り(Non luogo a procedere per irrilevanza del fatto、少年法27条)

事案が軽微又は常習性に乏しく教育上の配慮から早期に手続を打ち切ることが適切だと判断された場合、検察官の申し出によって、被害者の意向も確認しつつ裁判官が手続の打ち切りを決定する¹⁷⁾。少年が14歳に満たない場合や責任能力に問題のある場合にも適用される¹⁸⁾。

(2) 免訴 (Perdono giudiziale、少年法32条)

初犯で、再犯の恐れが少ない法定刑2年以内の罪を犯した少年に対して裁判官の判断で司法手続を免除する。少年に対してのみ適用される。

(3) 少年刑務所への収容 (Custodia cautelare、少年法23条)

いわゆる最後の手段としての拘禁刑（実刑）である。ただし、少年刑務所の実情は、刑務所というよりも日本の少年院に類似している。少年刑務所は閉鎖施設ではあるが、処遇内容は教育の機会を最大限保障することが求められている。基本的に法定刑が無期刑又は9年以上の罪を故意に犯した少年が対象となる。収容期間は成人の場合の2/3から1/2に減じられる。ただし、イタリアの少年司法は刑罰を極限まで回避することを試みるため、刑罰として新たに少年刑務所に収容される者は2017年においても全国で70人に満たない。また、少年裁判所は、実刑を言い渡した後で、仮釈放を含め、実刑に代わる拘禁代替刑¹⁹⁾の措置をとることができる。

再犯防止措置 (Misure cautelari、少年法19条)

日本では、少年鑑別所における処遇に代表されるように、未決段階ではほとんど積極的に教育的な働きかけをしないが²⁰⁾、イタリアの少年司法では、少年たちの発達成長権を保障し、健全育成を図る目的で（児童福祉の一環として）積極的に教育・福祉的介入が実施され、未決段階の働きかけによって再犯可能性を除去し、更生を促すことで刑罰の言渡しを回避する。いずれの段階においても措置を決定するのは少年裁判所である。

以下の措置は、後述する少年鑑別センターに収容された後などに、そのまま何もせずに放置した場合、比較的再犯の可能性の高い少年に対して予防的に取られる再犯防止措置であり、未決段階で行われるもので刑罰等の最終的な処分ではない。再犯防止を目的とした予防的措置であるが、同時に教育的働きかけによって再犯可能性（非行性）を除去し、刑罰を回避するための措置でもある。これらの措置は、後述の G. I. P.（予備審理裁判官）という役割を担っている職業裁判官によって

決定される。これらの措置がとられるのは非行性の進んだ少年に限定され、全体の10%未満とされている。また、次に説明する試験観察とも併用される。

① 特別遵守事項指示 (Prescrizioni、少年法20条)

教育上の必要性から裁判官が一定の生活上の遵守事項（行動制限を含む）を課す。この遵守事項は保護者との合意に基づき設定され、必要に応じて2か月単位で更新される。次の自宅保護や共同体への送致など他の処分と併課され、後述する少年福祉事務所がその指導を担当する。

② 自宅保護 (Permanenza in casa、少年法21条)

指定された自宅に居住し、指定された保護者の監督に従うことが課される。基本的には、通学又は正業に従事し、不良交友を断つことを目的とする。日本の保護観察における一般遵守事項を実現するための措置で、少年福祉事務所が関与し、必要な指導および支援が提供される。

③ 共同体への送致 (Collocamento in comunità、少年法22条)

保護環境等の問題により、自宅保護が困難な少年の居住を確保しつつ、教育的な必要性および再犯防止の観点から、(治療的)共同体での居住を指定する措置である。共同体は、少年を対象とした児童福祉施設としてのグループホームであり、居住場所が共同体となる以外、基本的な処遇は自宅保護と同様である。少年の特性に応じて委託される共同体が指定される。自宅保護も同じであるが、繰り返し指導監督に従わない場合には、少年裁判所によってより厳しい処分（少年刑務所への送致）に変更されることがある。共同体への送致を決定するのは少年裁判所であるが、共同体の選択などを決定するのは後述する少年司法センターであり、連絡調整などの実務を担うのは少年福祉事務所のソーシャルワーカーである。

試験観察 (Sospensione del processo e messa alla prova、少年法28条)

試験観察は、イタリアの少年司法の理念を体現

した最も重要な措置である。日本における家庭裁判所調査官による試験観察の拡大版と考えるとわかりやすい。少年検察官の申し出による手続の打ち切りや免訴とならず、主として少年刑務所への送致（実刑）が予定されているような比較的重大な事件を起こした非行少年に対して取られる措置で、法定刑が無期から12年以上の罪を犯した少年の場合には3年を超えない範囲で、それ以外の罪の場合には1年を超えない範囲で、裁判官の判断によって審理を一時的に停止して試験観察に付することができる²¹⁾。ただし、試験観察の決定は、弁護側・検察側、それぞれの主張が終了し、判決を言い渡す前の段階で行われる。この措置は、文字通りの試験観察であり、後述の G. U. P. (予備聴聞裁判官) と呼ばれる裁判官 (体) が少年の人格の発達・成長の可能性を試験するために実施する。もちろん、その間も少年に対して必要な教育的支援が実施される。試験観察の実施は、司法省に所属する少年福祉事務所のソーシャルワーカーと地域の児童福祉事務所のソーシャルワーカーがチームとして責任を持ち、保護者や社会協同組合などの民間機関と協力しながら処遇が行われる。裁判所は、試験観察の間、特別遵守事項指示を設定し、社会奉仕活動などを指示するとともに、場合によっては、裁判所の指導によって被害者との和解が試みられる²²⁾。また、再犯防止措置と併用され共同体に委託した上で試験観察が行われることも少なくない。試験観察の経過が良好で、少年の人格に成長が認められたと裁判官が判断した場合には、罪の消滅が宣告される²³⁾。

試験観察はその効果が高いことから成人にも適用されるようになり、適用件数も年々増加傾向にある。これは、再犯防止を促進すると共に、長期化しやすい裁判の負担を軽減する目的も含まれている。また、試験観察期間中に再犯があり、犯行時に当該少年が18歳を超えている場合には、試験観察が取り消され、少年裁判所において試験観察になった事件に関する審理が再開されるとともに、成人の刑事裁判所において再犯事件に関する新たな審理が始まり、両者は並行して進行することになる。ただし、試験観察中の再犯はそれほど多くない²⁴⁾。

保安処分 (Misura di sicurezza、少年法26条)

少年司法を含めイタリアの刑事司法には、社会に対する危険性（から本人や社会を守ること）を考慮した保安処分が存在する。イタリア司法省によると保安処分を課す要件は、罪を犯した事実と社会に対する危険性の存在の二つである。保安処分は、刑罰や再犯防止措置とは明確に区別されるべきもので、あくまでも本人に対する教育的かつ治療的な措置であると位置づけられ、できるだけ対象者の人権を制限しないことが求められている。その観点から保安処分の中で唯一の拘禁施設であった司法精神病院は、2013年3月31日に国会において廃止が決定され、全国に6か所あった司法精神病院は、司法省から公衆衛生省に移管され治療共同体への転換が行われている。保安処分は、日本の心神喪失のように、精神障がい等によって責任能力がないと判断された場合だけでなく、重大事件などでは刑罰と併課されることがある。社会的な危険性については、日本の医療観察制度と同様に定期的（6ヵ月ごとの）なチェックが行われる。

少年に対する主たる保安処分には、行動観察 (Libertà vigilata) と矯正院への収容 (riformatorio giudiziario) の2つが存在する。これらは基本的に同様式の刑罰等の措置と連動しており、併課される場合には、前者が特別遵守事項指示や自宅保護の形で実施され、後者は、共同体又は少年刑務所収容の形で実施される（保安処分単独で刑罰が科されていない場合で、少年刑務所に収容される罪の場合には共同体に送致される）。ただし、刑が終了した場合でも社会防衛の観点から保安処分のみが継続される場合もある。

少年裁判所 (Tribunale per i Minorenni)

ここまでは、少年司法手続とそこで行われる処分や措置について説明したが、ここからは少年司法制度を担う主な機関を紹介する。

イタリアでは、どのような罪名であっても行為時に14歳以上18歳未満の少年による犯罪は、少年裁判所に係属する²⁵⁾。少年法の理念に則り、少年

裁判所では、応報主義的な要素は極力排除されることが原則となっており、少年の人格的成長を最優先とした審理が行われる。

少年裁判所は、控訴院と同じく全国29か所があり、前述のように1934年に設置された司法省管轄の特別裁判所として位置づけられている。日本の家庭裁判所と同様に少年による犯罪、つまり刑事関係だけでなく、親子関係、養子縁組や虐待など少年（子ども）の権利に関する児童福祉関係などの民事事件も扱う。少年裁判所の正式な裁判体は合議制で、職業裁判官2名のほか、裁判所に任命された、児童福祉分野で功績のある30歳以上の心理学、教育学、精神医学等の専門家（参審員²⁶⁾）男女それぞれ1名ずつの計4名で構成される²⁷⁾。評決は多数決で、2対2の同数に分かれた場合には少年にとって有利なほうを採用される。事実審理において、少年が無罪を主張している場合には、4人のうち3人以上が賛成しないと有罪とはならない。量刑の場合も同様であり、（参審員が半数を占めるため）結果として、教育的な措置が優先される。

ただし、これは正式な判決、つまり刑罰を言い渡すときの裁判体であり、前述のようにイタリアの少年裁判はできるだけ判決（刑罰）を回避することを目指しているため、少年事件の多くにおいて未決段階でのダイバージョン措置、つまりある種の仮処分を決定するケースがほとんどであり、裁判体が判決を言い渡すケースは多くない。前述の再犯防止措置（misura cautelare）や試験観察（messa alla prova）といった何らかの処遇の介入を伴う措置については、それぞれG.I.P.（予備審理裁判官）²⁸⁾やG.U.P.（予備聴聞裁判官）²⁹⁾と呼ばれる裁判官（体）が決定を行う。

G.I.P.は、裁判体であるが、一人の職業裁判官が担当し、警察による検挙から始まる少年司法手続の公判までを担当する。警察から送られてきた少年事件に関する証拠や少年と事件との関わり、少年の状況などの調査を指揮するとともに、直接少年や保護者との面接調査も行う。これらの調査は、直接裁判官が命令することもあるが、少年検察官を通して行われる場合もある。取調べを含む少年の身柄を拘束しての調査や少年に対する措置

を検討するために必要があれば後述する少年鑑別センターへの送致を決定し、その上で必要な再犯防止措置を決定する。

G.U.P.は、一人の職業裁判官と男女それぞれ一人ずつの二人の児童福祉等の専門家である参審員から構成される裁判体であり、試験観察の決定や試験観察を無事終了した際の罪の消滅の決定などを担当する。また、この裁判体は、刑の執行における仮釈放などの代替刑の決定も行う。

少年裁判所は、成人における矯正処分監督裁判所と同様に、仮釈放など少年に対する矯正処分（刑罰）の監督機能も果たす。そのため、形式的には、刑罰までの審理を担当する裁判官（conizione）と刑罰の執行を担当（solvegianza）する裁判官に分かれているが、実務上はそれぞれの裁判官がその両方の役割を担っている。それだけでなく少年裁判所の裁判官は、子供の保護に関して刑事と民事（児童福祉）の両方を担当する。少年の非行問題には、家庭環境など様々な問題が複合的に関係しており、これらを多面的に見る必要があることや、未決段階から継続的に見ることによって刑罰の執行に対しても適切な判断ができるからである。また、第二審は、控訴院内の少年専門の裁判体が対応する。

少年検察局（Procura per i Minorenni）

イタリアの少年司法では、成人の刑事事件を担当する検察官とは組織的に独立した形で少年を担当する検察局が存在する。形式的には（予算や人事など）控訴院を担当する検事長の指揮下にあるが、実務上は少年裁判所の一部局として機能している。日本の少年司法は、少年に対して刑罰に代わる保護処分が設けられ、少年審判から、原則として、犯罪を糾弾し、刑罰を求める検察官を排除することによって、少年法第1条に規定された罪を犯した少年の健全育成を実現しようとしているのに対して、イタリアの少年司法は、保護処分を設けることなく少年法の理念を共有する少年事件専門の検察組織を設けることによって健全育成を実現しようとしていることが大きな特徴でもある。したがって、少年検察官の最大の利害（存在意

義)は、少年(子ども)の権利擁護であり³⁰⁾、この観点から刑事事件だけでなく、親権の争いなど少年裁判所の民事事件にも関与する。少年検察官は、成人の検察官や裁判官と同様に裁判官・検察官を対象とした司法官試験³¹⁾に合格した司法官(法曹)であり法律の専門家であるが、少年司法手続における機能としては、日本の家庭裁判所の家庭裁判所調査官のような役割を担っている。すなわち非行事実の調査(捜査)だけでなく、少年の人格や家庭・生育環境などの社会調査についても責任を担っている。家庭裁判所調査官と異なるのは、これらの調査を検察官が直接行うのではなく、警察や少年福祉事務所のソーシャルワーカーを指揮して情報を収集することである。司法官であることから強い調査権限を有しているのが特徴である。

少年司法審理において最も重要なことは少年にとって最善の解決策は何かということであり、この点について少年検察官は裁判官と目的を共有している。少年検察官は、再犯防止などの社会防衛を考慮するが、検察官だからといって厳罰を求めるわけではない。少年検察官は、審理のすべての段階に参加し意見を言うことができるが、最終的に措置や刑罰を決定するのは裁判官(裁判体)であり、検察官は裁判官に必要な措置を要請する立場にある。

検察官が関与する決定には、当該少年が犯人であるという証拠がなく手続を打ち切る決定(いわゆる不起訴)も含まれる。ただし、この決定に対しても、裁判官から再捜査を命じられることもある。また、前述の刑罰を科さない終局処分である「検察官の申し出による手続の打ち切り」はもちろん、「免訴」についても検察官が求めることもある。

少年司法審理において検察官が重要な役割を果たすのが、未決段階での「再犯防止措置」である。この措置は少年司法手続における再犯に対する予防的な措置であり、少年の健全育成だけでなく、少年に対して一定の行動制限を加える措置であり、社会防衛的な観点も含むため、原則として弁護人が求めることはない。また、検察官が求めても裁判官が認めないこともあるが、その場合、少年

検察官は他の少年裁判官に対して抗告・再審理を求めることができる。

もちろん、「試験観察」の審理にも少年検察官は積極的に関与する。

少年司法・非行少年処遇に関わる司法省管轄の機関

イタリアにおける少年司法は、司法省の少年司法局(Dipartimento per la Giustizia minorile e di comunità)が統括している。少年司法局が担当するのは、犯行時において少年であった原則14歳以上25歳までの青少年に対する処遇である。以下は、少年司法の実務を担う主要な少年司法機関である。

(1) 少年司法センター(Centri per la Giustizia Minorile)

全国に11か所設置された少年司法局の地方監督機関で、管轄地区の少年司法を統括する。基本的には少年司法に関する管区機関として、少年鑑別センター、少年刑務所、少年福祉事務所や(公立)共同体などに対する指揮命令権をもっており、担当区域の少年司法実務が円滑に運営されるように予算を含めて管理調整や年次計画の策定などを行っている。ボローニャ市所在の少年司法センターの場合、エミリア・ロマーニャとマルケの2つの州を管轄し、管轄区域に少年鑑別センター、少年刑務所と公立の共同体が1つずつ、3つの少年福祉事務所と50の民間の共同体がある。民間の共同体に対しては、直接的な指揮権はなく、少年の身柄を委託する形になるが、少年福祉事務所のソーシャルワーカーが共同体との連絡調整等を担当する。

(2) 少年鑑別センター(CPA: Centri di Prima Accoglienza)

機能としては、日本の少年鑑別所に相当する。全国25か所に設置され、逮捕後、少年裁判所の決定によって少年の身柄を一時的に保護し、心理学等の専門スタッフによる調査を行い、少年裁判所に対して、処遇指針を含む心理学及び社会福祉的な観点からレポートを提出する。センターとしての収容期間は極めて短く、原則96時間までとなっ

ている。日本の少年鑑別所と異なり、建物が刑務所のような拘禁施設とならないように配慮することが求められている。

(3) 少年福祉事務所 (USSM: Uffici di Servizio Sociale per i Minorenni)

少年法の理念を体现するため新たに設置された少年司法の中核的機関であり、全国29か所に設置され、地域の児童福祉事務所と協同して少年司法手続の最初から最後まであらゆる段階において少年の人格的成長に必要なソーシャルサービスを提供するケアマネジャーの役割を担っている。社会内処遇実務のほとんどを監督するとともに、少年鑑別センターに収容された少年を除き、少年に対する行動科学的鑑別や社会調査も担当する。また、児童虐待やハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に係る対応など児童福祉に関する業務なども担当している。日本でいうと児童福祉士、家庭裁判所調査官、保護観察官などの業務をすべて担当していると考ええるとわかりやすい。後述する再犯防止措置の特別遵守事項指示、自宅保護期間中の指導・監督や補導・援護のほか、試験観察中の指導や施設収容時の環境調整も担当する。

基本的に、司法省管轄の少年福祉事務所のソーシャルワーカーは少なく（ボローニャで15人）、それぞれの地域の児童福祉事務所のソーシャルワーカーと協同して調査や支援に当たるのが原則である。また、再犯防止措置等が採られない多くの比較的軽微な事件の場合には、少年裁判所の指示で児童福祉事務所のソーシャルワーカーのみが担当することが多い。

(4) (治療的) 共同体 (Comunità)

司法省直轄の共同体は全国12か所に設置されているが、これらの共同体は、司法省の機関であるため、日本の「少年院帰り」のようなステイグマが発生しやすく、それを避ける意味から少しずつ民間への移行が進んでおり、現在は90%以上の非行少年が民間の共同体に委託されている。

民間の共同体は、矯正施設ではなく児童福祉施設であり、いじめや虐待、不登校などの問題を抱えた児童福祉等の民事的要請で委託されている少年も多く生活している。少年裁判所から委託され

る非行少年については、更生や再犯防止の必要性に応じて、保護環境などから一時的に切り離して、日常生活を含めて個別的な処遇を行う必要のある少年が収容される。ボローニャの場合、公立の共同体は少年鑑別センターに併設されているがほとんど使用されておらず、原則民間の共同体に委託されている。共同体の生活は、基本的には、社会から切り離すのではなく、少年を保護したり、教育を受けさせたりすることが原則となっている。少年裁判所から委託された非行少年のみを収容している施設はほぼ存在せず、非行少年とそれ以外の少年たちが一緒に生活するのが原則である。これは、矯正施設に収容されたというステイグマを避けるためだけではなく、非行をしていない少年との当たり前の共同生活が少年たちの教育や更生に有用だと考えられているためである。

再犯防止措置等で委託されている少年の場合、それ以外の少年と比較すると外出等の制限が課せられ、委託時にその点の理解を徹底させるような指導が行われている。民間の共同体は、社会協同組合 (cooperativa sociale) が運営していることが多く、精神に問題を抱えている少年や薬物依存症の少年を中心に受け入れている施設など、スタッフの資格などから施設ごとに特徴があり、受け入れている少年が異なる。

共同体は、小規模（10人を超えない）を原則とし、家庭的な雰囲気の下に運営され、社会福祉士や臨床心理士、専門教育士などの専門職員が配置され、専門的な調査によって策定された個別的処遇計画に基づいて処遇を行うこととされている。基本的に共同体は居住型の施設であるが拘禁施設ではなく、ほとんどの場合、共同体から学校に通っている³²⁾。

共同体は、未決段階の再犯防止措置として委託される場合と、後述する試験観察や少年刑務所からの仮釈放の条件として委託される場合とがある。

(5) デイセンター (Centri Diurni)

通所型の共同体であり、パレルモなど南イタリアに存在し施設数は限られている。軽微な非行が対象となる。居住型の共同体と同様に社会協同組合の運営するデイセンターも存在するが、利用実績は多くない。

(6) 少年刑務所 (IPM: Istituti Penali per i Minorenni)

少年を拘禁する矯正施設で、全国に19か所設置されている。1988年少年法によって非拘禁が原則となったため、再犯のおそれが極めて高いなど、やむを得ない場合を除き、可能なかぎり、未決、既決にかかわらず少年刑務所には送致しないこととなっている。少年法の理念を実現するため施設内での処遇は、青少年の人格的成長を阻害しないように可能なかぎり教育の機会を与えることが優先される。施設内のプログラムとしては学科教育、職業訓練、文化芸術活動、スポーツや余暇活動などが実施されている。実態としては日本の少年院との共通点が多い。

おわりに

以上、今回は、イタリア調査に基づいて、イタリアの少年司法制度を紹介した。イタリアの少年法も日本の少年法と同様に少年の健全育成を目的とした少年に対する刑事手続を規定した特別法として位置付けられているが、日本の少年司法のように刑罰に代わる終局処分としての保護処分は設けられていない。罪を犯した少年に対して終局処分として言い渡されるのはあくまでも刑罰である点は成人と同様である。したがって、日本の少年審判や裁判で争点となるような保護処分（教育）か刑罰かといった議論はイタリアには存在しない。その代わり、少年法の理念を実現するためにイタリアの少年司法は、少年の健全育成の妨げとなる刑罰によるスティグマを避けるために判決（刑罰）の言渡しそのものを究極まで回避することを目指して構築されている。そのため、未決段階において少年の立ち直りと再犯防止のための様々な措置がダイバージョンプログラムとして用意されている。

犯罪対策を含む社会政策においてエビデンスを提供し続けているキャンベル共同計画は、少年司法における刑罰等の正式な処分とダイバージョンによる措置とのどちらが再犯をより有効に防ぐことができるかについてについて系統的なレビューを行い、そのエビデンスを公表している。それが、

「少年の公的システムによる措置——非行への影響」である³³⁾。このレビューでは、少年司法における公的な処分と治療プログラムやカウンセリング等を含む（司法からの）ダイバージョン措置の再犯防止に対する効果が比較されている。そして、保護観察や社会奉仕命令などを含む少年裁判所等による公的な措置よりも、非公式な（プログラムを含む）対応のほうが効果的であると結論づけている。つまり、このレビューは、司法機関による公的な措置は、ラベリング論のレマートが指摘したような二次的逸脱によって再犯を助長する可能性があり、より非公式な介入が望ましいとしているのである。イタリアの少年司法のやり方は最新のエビデンスからみても理に適っているといえる。

注

- 1) Art. 27: La responsabilità penale è personale. L'imputato non è considerato colpevole sino alla condanna definitiva. Le pene non possono consistere in trattamenti contrari al senso di umanità e devono tendere alla rieducazione del condannato. Non è ammessa la pena di morte.
- 2) イタリアには、憲法第27条に規定された刑罰の目的としての更生を担保するために、刑の確定後に、仮釈放など刑罰の執行内容を監督する特別の裁判所が存在する。
- 3) 司法省に所属し、受刑者等の社会内での環境調整や補導援護や指導監督などを専門に担当するソーシャルサービス。
- 4) 本研究は JSPS 科研費 18K02089 (2018年度基盤研究 (C) 少年司法における司法福祉の役割：イタリアの実践から少年司法改革の問題点を探る) の助成を受け実施した。なお、本稿は「季刊刑事弁護98号 (2019)」に執筆した論考「イタリアの少年司法制度と実務」を司法手続に焦点を当てる形で構成を大幅に変更した上で加筆修正したものである。
- 5) 2018年11月2日から同月12日までの間にイタリア司法省少年司法局およびボローニャ市に所在する少年裁判所等の司法機関や処遇施設である共同体等に対して訪問調査を実施した。
- 6) 14歳以上18歳未満が対象。
- 7) Tribunale per i minorenni は、成人ではない未成年者（子ども）のための裁判所であり、未成年裁判所と訳されることもあるが、ここでは少年法や少年司法と用語を統一するため少年裁判所とする。
- 8) ノルウェーには少年法が存在しない。それは、刑事司法全体が罪を犯した人の社会復帰や犯罪によって生じた被害の修復にあり、少年法という特別法が必要ないからである。

- 9) 少年に対する罰金刑は単独で言い渡されることはなく、付加刑として用いられることがある。これは、罰金刑を科すことが少年に対する教育的な措置とみなされていないことを意味している。
- 10) 日本の実刑は懲役刑であり、罪を犯した人を懲らしめるために科されるものであり、罪を犯した者の更生を目的としたものではない。だから、日本の少年司法には、少年法に規定された健全育成を達成するために刑罰に代わる保護処分が必要だともいえる。
- 11) ダイバージョンとは、犯罪について通常の（刑事）手続にのせて処理することを回避し、他の非刑罰的方法をとることを意味する。英米での違法薬物の使用で検挙した者に対して、通常の刑事裁判所ではなく、ドラッグコートに送り、依存症に対する治療を受けさせる措置などがこれにあたる。
- 12) 日本の憲法や刑法には、刑罰の目的に関する規程はどこにも存在しない。実務上、成人に対する刑罰は、原則として行為責任主義に基づいた応報刑として運用されている。したがって、実刑の場合、そのほとんどは懲役刑であり、受刑者は、刑務所に拘禁され、刑罰としての作業に従事しなくてはならない。日本における刑罰は、あくまでも行った犯罪行為に対する責任を取らせる罰であり、更生を目的として科されるわけではない。日本では、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第30条の中で「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」と規定され、更生は一般情状の中で稀に考慮されることがあるに過ぎない。だからこそ、日本では、少年法第1条の目的を達成するために、成人に対する刑罰とは異なる保護処分が必要となったのである。「少年法の基本理念は、少年の健全育成にあるといわれる。それは、少年法が少年の行った過去の犯罪に対する応報として少年を処罰することを目的とするものではなく、将来二度と犯罪ないし非行を行わないように、その少年を改善教育するものだということを意味している。」（川出敏裕、『少年法』（有斐閣・2015年））
- 13) イタリアの裁判制度に関しては以下の文献が参考になる。小谷真男, 2010, 「イタリアの司法統計」東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 39 『ヨーロッパの司法統計Ⅱ——ドイツ・イタリア・日本』69～129頁。なお、小谷の論文では少年裁判所は未成年裁判所と訳されている。
- 14) Codice di Procedura Penale D. P. R. 22 settembre 1988, n. 447
- 15) 詳細はイタリア司法省のホームページを参照されたい。（https://www.giustizia.it/giustizia/it/mg_2_5_5.wp）
- 16) 検察庁に少年事件専門の検察官が配置されている。また、捜査段階に参与する予備捜査裁判官がいる。
- 17) 松田岳士、『イタリアにおける刑事手続改革と参審制度』（大阪大学出版会・2015年）306頁を参照されたい。
- 18) <http://www.tribmin.milano.giustizia.it/Content/Index/29204>
- 19) 後で説明する民間の児童福祉施設である共同体など少年刑務所以外の場所で刑期を務めさせる。
- 20) 日本の場合、家庭裁判所による保護処分決定には有罪認定が含まれ、保護処分には教育的要素が含まれるため、審判決定以前に教育的働きかけをすることは、無罪推定の原則に反すると考えられている。そのため、少年鑑別所に収容されている期間には、中学校や高等学校に在学中の者を含めて、学校教育を補填するような教育的働きかけすらも積極的に行うべきではないと解されている。また、殺人等で検察官送致された者については、勾留期間が数年以上と長期にわたることがあるが、教育的な働きかけは一切行われず、実質的に教育の機会が奪われているのが現状である。
- 21) 少年に対しても略式裁判などの公判の簡易手続が存在するが、その場合に試験観察は適用されない。
- 22) 和解を含む修復的司法の試みは少年司法において積極的に実施されている。基本的には裁判所の監督の下で、当事者ではない第三者であり専門的な訓練を受けたコーディネーターが指名され、被害者側と加害者側双方の合意に基づき、コーディネーターが和解の可能性について検討した上でプロセスが開始される。
- 23) 成人事件にも試験観察の制度がある。成人の場合には、裁判所の決定によって、社会内刑執行事務所（UEPE）の指導監督の下、刑事手続が停止される。成人の場合、試験観察の期間、地域貢献活動などが遵守事項に盛り込まれる。弁償や可能であれば和解のプロセスも行われる。一定の場所に近づかないなど行動制限を含む遵守事項が科される場合もある。要件としては、刑罰歴のない初犯者限定で、法定刑が4年以下の者について適用可能であり、少年よりは適用範囲が狭い。公判開始前の段階で被告人本人または代理人によって請求できる。期間中年4回社会内刑執行事務所（UEPE）が裁判官に状況を報告する。
- 24) いわゆる不良措置率は期間延長を含めても10%前後であるが、試験観察そのものが取り消されるケースは5%前後となっている。（http://www.giustizia.minorile.it/statistica/analisi_statistiche/sospensione_processo/Messa_Alla_Prova_2014.pdf）
- 25) その後25歳になるまでは少年裁判所が管轄する。
- 26) イタリア語では職業裁判官と同様に参審員（名誉裁判官）も giudice (giudici onorari) と標記され、法曹資格を持たないものの裁判官として位置づけられている。
- 27) 正式裁判開始前の段階で一定の処分を行う場合には1名の裁判官と2名の参審員で構成される場合もある。

- 28) Giudice per le Indagini Preliminari
- 29) Giudice nell' Udienza Preliminare
- 30) ミラノの少年検察局については以下のように説明されている。「La Procura è non solo organo di promozione dell'azione giudiziaria, ma anche organo di controllo, nell'interesse del minore, dell'operato del Giudice, attraverso la partecipazione all'udienze, l'espressione dei visti sui provvedimenti, la formulazione dei pareri nei procedimenti iniziati su istanza dei privati, la redazione degli eventuali reclami contro i decreti」 (<http://www.procmilano.giustizia.it/>)
- 31) イタリアの場合、裁判官・検察官を対象とした司法官試験と弁護士を対象とした司法試験は別に実施される。司法官試験は、資格試験というだけでなく、採用試験を兼ねている。したがって空席がないと実施されない年もある。
- 32) イタリアの刑事司法、特に処遇機関には、専門教育士 (educatore professionale) と呼ばれる教育的処遇の専門家が多数勤務している。
- 33) 龍谷大学犯罪学研究センター・キャンベル共同計画日本支部、『キャンベル共同計画 介入・政策評価 系統的レビュー第12号』、(龍谷大学・2018年)